

デイサービス ぶちとまと 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社サンスマイルが開設するデイサービス ぶちとまと（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第一号通所事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護又は要支援状態等となった場合においても、その利用者の尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業に当たる従業者による必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業所は、利用者の要介護又は要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 事業の提供に当たっては、通所介護計画又は介護予防通所介護計画及び第一号通所事業計画書に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) 事業の提供に当たる従業者は、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 事業の提供にあたっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービス ぶちとまと
- (2) 所在地 大分市大字城原字尾崎 2551.-14

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、通所介護計画又は第一号通所事業計画書の作成及び説明を行う。

ほか、生活指導その他の事業の提供に当たる。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、看護その他の事業の提供に当たる。

(4) 介護職員 6名以上

介護職員は、介護その他の事業の提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の事業の提供に当たる。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時15分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、40人とする。

(事業の内容)

第7条 この事業所が行う事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活等についての相談、助言

(2) 機能訓練

(3) 必要な日常生活上の世話

(4) 健康状態の確認

(5) 送迎

(6) 食事の提供

(7) 入浴

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び大分市長が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは、その1割か2割または3

割の額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えてから、おおむね片道 1 kmごとに 75 円を徴収する。
- 3 前 2 項の他、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 食費 572 円／日 おやつ代 110 円／日
- 4 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族から同意を得るものとする。
また、金額の変更を行う場合も同様の取扱いとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、大分市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業所内では飲酒しないこと。
- (2) 喫煙は、定められた場所ですること。
- (3) 従業者の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 事業に当たる従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 管理者は、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年 2 回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業所は、非常災害時に大分市消防署及び大分市高齢者福祉課へ速やかに通報できる体制を確保し、地元城原地区自治会との協力・連携体制を図るため上記訓練のうち年 1 回の合同避難訓練の実施を行う。
- 3 事業所は、非常災害時に利用者（及び城原地区住民）の最低でも 3 日間の避難を想定した災害備蓄の確保を行う。

(苦情処理)

第 13 条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、事業に当たる従業者の資質の向上のための研修を、次とおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 虐待防止に関する研修 年1回
 - (3) 権利擁護に関する研修 年1回
 - (4) 認知症ケアに関する研修 年1回
 - (5) 介護予防に関する研修 年1回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
 - 4 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該事業を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする
 - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社サンスマイルと事業

所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 14 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 11 月 21 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 12 月 15 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 24 年 4 月 24 日から施行する。
この規定は、平成 24 年 6 月 15 日から施行する。
この規定は、平成 25 年 1 月 14 日から施行する。
この規定は、平成 25 年 6 月 21 日から施行する。
この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 27 年 5 月 21 日から施行する。
この規定は、平成 27 年 6 月 16 日から施行する。
この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 28 年 8 月 19 日から施行する。
この規定は、平成 28 年 10 月 4 日から施行する。
この規定は、平成 28 年 12 月 10 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 11 月 14 日から施行する。
この規定は、平成 30 年 1 月 10 日から施行する。
この規定は、平成 30 年 5 月 7 日から施行する。
この規定は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 30 年 11 月 16 日から施行する。
この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 1 年 5 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 1 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。